

中小企業事業者の皆さんを応援する

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

最大
600万円
を助成

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索



支給
の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

概要を動画で
チェック!
設備投資等に
要した費用の
一部を助成
QRコード

助成金
支給まで
の流れ

- 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 支給手続きを動画でチェック!

QRコード

助成の概要

~Topics~ 条件を満たした場合、賃金引上げ後の申請も可能です。
詳しくはウェブサイトをご確認ください。

業務改善助成金 検索

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額（※2）	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	事業場内最低賃金 1,000円未満 4/5	
		2~3人	50万円(90万円)		
		4~6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		10人以上（※1）	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)	事業場内最低賃金 改定後の 地域別最低賃金未満	
		2~3人	70万円(110万円)		
		4~6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)	事業場内最低賃金 1,000円以上 3/4	
		2~3人	90万円(160万円)		
		4~6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2~3人	150万円(240万円)		
		4~6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①または②に該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金1,000円未満の事業場

②物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者

（※2）書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業場の申請を行う事業者が対象です。

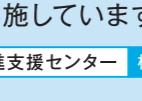
相談窓口

業務改善助成金センターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 0120-366-440 | 受付時間 平日9:00~17:00

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、こちら
働き方改革推進支援センター 検索



地域別最低賃金一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ✓

最低賃金は働く人と雇う人のためのルールです。

中小企業事業者の皆さんへ

最大
600万円
を助成

業務改善助成金 を活用しましょう!

詳しくは
中ページへ



最低賃金って、なに？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

内容：都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者：年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金*

内容：関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和7年9月1日現在、全国で224の特定最低賃金が定められています。

適用される者：特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人が、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は [\[特定最低賃金検索\]](#)

*地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元	派遣先
X県 最低賃金額 1,100円	Y県 最低賃金額 1,200円

派遣先のY県最低賃金（1,200円）が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元	派遣先 *
X県 最低賃金額 1,100円	Z県 鉄鋼業 最低賃金額 1,150円

派遣先のZ県 鉄鋼業最低賃金（1,150円）が適用されます。

※金額は令和7年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

B 日給の方 $\frac{\text{日給}}{\text{1日の平均所定労働時間}} = \text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

C 月給の方 $\frac{\text{月給}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} = \text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
 ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
 ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場の見えやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
 $208,000円 - 8,000円 = 200,000円$

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
 $200,000円 ÷ 1か月の平均所定労働時間（160時間）= 1,250円 > 1,100円$ であり、最低賃金額以上となっています。

基本給（月給）	175,000円
職務手当（月給）	25,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,100円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

① 基本給（日給）を時間額に換算すると、
 $6,000円 ÷ 1日の所定労働時間（8時間）= 750円$

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、
 $24,000円 ÷ 1か月の平均所定労働時間（160時間）= 150円$

③ 上記①と②を合計すると、
 $750円 + 150円 = 900円 < 1,100円$ であり、最低賃金額未満となっています。

基本給（日給）	120,000円 (= 6,000円 × 20日)
職務手当（月給）	24,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,100円

業務改善事例 ① セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

企業概要／所在地：熊本県
従業員数：24人
事業：生鮮食料品小売業

課題 購入代金や釣銭の受け渡しまでのすべての従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。

対応 レジ業務を効率化し、お金に直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。

代表者の悩み 導入前：レジ待ちの行列が大変。助成金を活用し、セミセルフPOSレジを導入。導入後：回転率向上、時間給52円アップ。

実施概要 商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

成果 さらなる工夫：各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたり、廃棄口や保管設備費の削減につなげている。

助成金活用のきっかけ 労働局の助成金担当者から聞いた。

業務改善事例 ② 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

企業概要／所在地：山形県
従業員数：16人
事業：介護事業

課題 利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。

対応 利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。

代表者の悩み 導入前：巡回や介助が大変。福祉車両が小さく、車いすを1人で車両に移すのが大変。助成金を活用し、ヘッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。導入後：モニター管理で負担の軽減。車いすを1人で車両に移すのが簡単になった。

実施概要 ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果 さらなる工夫：削減できた時間で、記録作成、備品管理、他の利用者の介助等が可能になった。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら [\[働き方改革推進支援資金検索\]](#)